

第 2 章 騒音・振動・悪臭編

第 1 節 各種調査結果

1 騒音

(1) 一般環境騒音

ア 調査地点

表 2.1.1 のとおり、騒音規制法に基づき 58 地点において、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、28 年度に県と関係市町が調査を実施した。

表 2.1.1 一般環境騒音の調査地点数（28 年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	16 (16)	小 矢 部 市	17 (17)
魚 津 市	3 (3)	射 水 市	5 (5)
氷 見 市	6 (6)	朝 日 町	4 (4)
滑 川 市	7 (7)	合 計	58 (58)

注 () 内は、調査地点数のうち、環境基準が定められている地点であって、昼間及び夜間とも調査を実施した地点数である。

イ 環境基準の達成状況

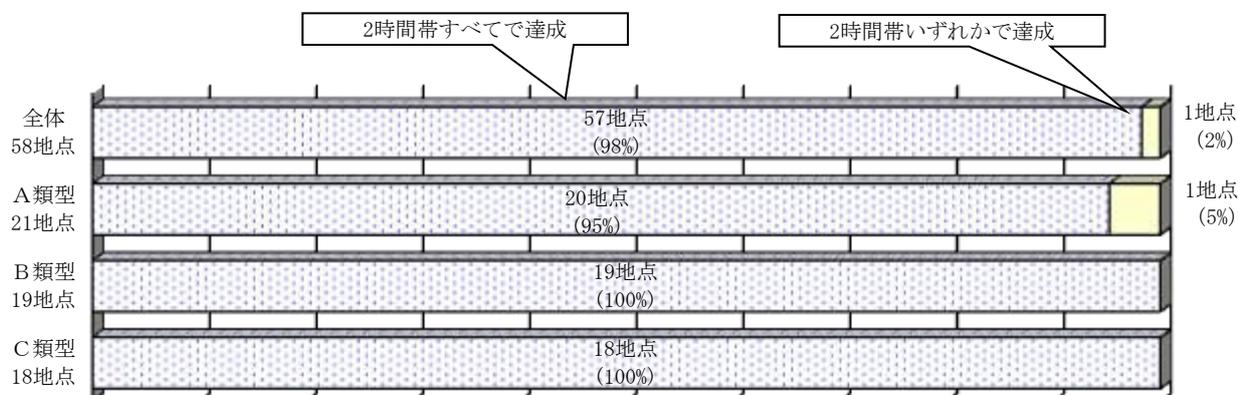
一般環境騒音の環境基準達成率は、表 2.1.2 及び図 2.1.1 のとおり 98%であった。

表 2.1.2 一般環境騒音の環境基準達成率（28 年度）

区 分	測定地点数	全 部 達 成	一 部 達 成
道路に面する地域以外の区域	58	57 (98%)	1 (2%)

注 () 内の数値は、測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

図 2.1.1 一般環境騒音の環境基準達成状況（28 年度）



(2) 自動車騒音

ア 調査地点

騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音規制法に基づき 28 年度に県と関係市町が調査を実施した。調査地点は表 2.1.3 のとおりである。

表 2.1.3 自動車騒音の調査地点数 (28 年度)

市 町	調査地点数		市 町	調査地点数	
	市 町	県		市 町	県
富山市	13	0	砺波市	2	0
高岡市	24	0	小矢部市	5	0
魚津市	16	0	射水市	1	0
氷見市	11	0	上市町	0	1
滑川市	10	0	立山町	0	2
黒部市	2	0	朝日町	5	0
			合 計	89	3

注 調査地点数とは、昼間 (6 時～22 時) 及び夜間 (22 時～翌日 6 時) の 2 時間帯ともに調査を行った地点数である。

イ 環境基準の達成状況

面的評価 (環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価) を行っている地点の環境基準の達成状況は、表 2.1.4 のとおり、達成戸数は 5,085 戸数中 4,782 戸 (94%) であった。これは、表 2.1.5 のとおり 27 年度と同程度となった。また、県が実施した自動車騒音の調査結果は、表 2.1.6 のとおりである。

表 2.1.4 自動車騒音の環境基準達成状況 (28 年度)

道路種別 (道路に面する地域)	評価 区間数	評価対象戸数	達成区間数	達成戸数	環境基準達成率 (%)
高 速 道 路	0	0	0	0	-
国 道	10	1,784	4	1,587	89
県 道	14	3,053	11	2,947	97
市 道	2	248	2	248	100
計	26	5,085	17	4,782	94

注 1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数である。

2 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数である。

3 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6 時～22 時)及び夜間(22 時～翌日 6 時)ともに環境基準を達成している区間の数である。

4 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数である。

表 2.1.5 自動車騒音の環境基準達成率の経年変化

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
達成区間数/評価区間数	11/24 (46 %)	17/29 (59 %)	17/26 (65 %)	19/26 (73 %)	17/26 (65 %)
達成戸数/評価対象戸数	4,251/4,609 (92 %)	7,073/7,293 (97 %)	5,966/6,165 (97 %)	6,150/6,256 (98 %)	4,782/5,085 (94 %)

注 () 内の数値は、環境基準達成率で、単位はパーセントである。

表 2.1.6 自動車騒音の調査結果 (28 年度)

地域の類型	調査地点数	昼間 (デシベル: dB)	夜間 (デシベル: dB)
		(6時～22時)	(22時～6時)
A	4	44 ～ 59	38 ～ 47
B	15	58 ～ 69	48 ～ 64
C	29	48 ～ 73	46 ～ 69
特例	23	60 ～ 72	52 ～ 69
その他	21	48 ～ 68	47 ～ 60

注 騒音の測定は、県、10 市町が 92 地点で実施した。

(3) 航空機騒音

県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、4 地点で調査を実施した。その結果、すべての地点において環境基準を達成していた。航空機騒音の年度別推移は表 2.1.7 のとおりである。

表 2.1.7 航空機騒音の調査結果

(単位: デシベル)

調査地点名	調査時期	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
富山市萩原	春季	68	53	51	55	54
	夏季	68	52	54	54	54
	秋季	68	54	54	55	54
	冬季	67	52	52	55	54
	年間	68	53	53	55	54
富山市塚原	春季	68	53	50	54	52
	夏季	67	50	52	52	51
	秋季	69	53	53	52	52
	冬季	68	50	51	53	52
	年間	68	52	52	53	52
富山市新保	春季	63	51	48	48	50
	夏季	64	50	47	49	48
	秋季	63	49	49	50	50
	冬季	65	51	50	50	50
	年間	64	50	49	49	50
富山市婦中町萩島	春季	69	54	52	50	52
	夏季	70	51	53	52	50
	秋季	69	53	53	54	53
	冬季	64	53	53	52	50
	年間	68	53	53	52	51
環境基準		類型II (WECPNL75 以下)	類型II (L_{den} 62 以下)			

注 1 騒音調査結果は、各調査時期においてそれぞれ 7 日間連続測定したものである。

2 環境基準との評価は、年間値で行う。

3 航空機騒音に係る環境基準については、25 年 4 月 1 日より評価指標が WECPNL から L_{den} に変更されている。

(4) 北陸新幹線鉄道騒音

北陸新幹線の鉄道騒音の状況を把握するため、県内沿線 26 地点において鉄道騒音の実態調査を実施した。その結果は表 2.1.8 のとおりである。また、北陸新幹線鉄道騒音の環境基準の達成状況は表 2.1.9 のとおりである。

表 2.1.8 北陸新幹線鉄道騒音調査結果

調査地点	調査実施者	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域 類型	騒音評価値 (デシベル)	平均列車速度 (km/h)	
1	朝日町大家庄付近	県	下	I	73	244
2	入善町新屋付近	入善町	下	I	72	233
3	魚津市上野付近	県	上	I	72	247
4	滑川市大掛付近	県	上	I	72	252
5	滑川市中塚付近	県	下	I	72	246
6	滑川市上梅沢付近	県	下	I	70	257
7	滑川市有金付近	県	上	I	71	259
8	上市町竹鼻付近	県	下	I	73	245
9	富山市水橋下砂子坂付近	富山市	下	I	68	249
10	富山市水橋田伏付近	富山市	上	I	70	253
11	富山市水橋開発付近	富山市	下	II	71	228
12	富山市千成町付近	富山市	上	II	70	169
13	富山市綾田町付近	富山市	下	I	69	124
14	富山市安養坊付近	富山市	下	I	69	119
15	富山市野々上付近	富山市	下	I	69	244
16	射水市鷺塚付近	県	上	I	72	250
17	射水市三ヶ付近	県	下	I	74	242
18	射水市今開発付近	県	下	I	73	248
19	射水市安吉付近	県	下	I	69	242
20	高岡市福岡町一步二歩付近	県	下	I	74	242
21	高岡市福岡町大滝付近	県	下	I	73	250
22	小矢部市道明付近	県	上	I	71	252
23	小矢部市金屋本江付近	県	下	I	73	242
24	小矢部市水牧付近	県	上	I	72	246
25	小矢部市綾子付近	県	上	I	72	257
26	小矢部市野端付近	県	下	I	74	250
環境基準等				I : 70 以下 II : 75 以下	-	

表 2.1.9 北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況 (28 年度)

地域類型	主な用途	環境基準	調査地点数	環境基準達成数
I	住居地域等	70 デシベル以下 (騒々しい街頭と同程度)	24	7
II	商業地域等	75 デシベル以下 (電車の車内と同程度)	2	2
計			26	9

2 振動（道路交通振動）

表 2.1.10 のとおり、7 市町が 62 地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、表 2.1.11 に示すように道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値であった。

表 2.1.10 道路交通振動の調査地点数（28 年度）

市 町	調査地点数	市 町	調査地点数	市 町	調査地点数
富 山 市	11	滑 川 市	10	朝 日 町	5
高 岡 市	20	小 矢 部 市	4	合 計	62
氷 見 市	3	射 水 市	9		

表 2.1.11 道路交通振動の調査結果（28 年度）

区 域 区 分		地点数	昼間（デシベル）	夜間（デシベル）
			8 時～19 時	19 時～翌日 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	18	22～50 (65)	17～39 (60)
第 2 種区域(1)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	30	20～53 (70)	25～43 (65)
上記の区域以外		14	20～53	21～45

注 1 () 内の数値は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

2 区域区分の地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域である。